

○生物学的製剤基準

(平成十六年三月三十日)
(厚生労働省告示第百五十五号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準を次のように定め、生物学的製剤基準(平成五年厚生省告示第二百十七号)は廃止する。ただし、平成十六年十二月三十一日までに製造され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。

(「次のよう」略)